

アズノケア（指定居宅介護支援事業所）

運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社Az's ringsが設置するアズノケア（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 アズノケア
- 2 所在地 神奈川県相模原市南区相模台3-3-14 ドエル相模原1-D

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤兼務 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込に係る調整、業務

の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2 介護支援専門員 常勤兼務 1名（管理者と兼務）

常勤専従 1名

非常勤専従 1名

介護支援専門員は、居宅要介護者が指定居宅サービスまたは特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅介護サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用をすることができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他下記事項を定めた計画（以下「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び当該居宅要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合に当たっては、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。

介護支援専門員は、利用者 35 名に一人を標準として配置する。

3 事務職員 1名（非常勤 1名）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 3 休日及び営業時間外は留守番電話によるメッセージ対応とする。

（指定居宅介護支援の方法及び内容、利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供の方法及び内容は、下記のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

- ①利用者の相談を受ける場所 利用者希望による自宅訪問、事業所内の相談スペース
- ②利用する課題分析票の種類 MDS－HC方式、全社協版
- ③サービス担当者介護の開催場所 利用者希望による自宅訪問、事業所内の会議スペース
- ④介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも1ヶ月に1回
- ⑤介護支援専門員によるモニタリングの結果 少なくとも1ヶ月に1回

2 居宅要介護者が指定居宅介護支援事業の適切な利用をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、居宅介護サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、当該居宅要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画を当該居宅要介護者等及び指定居宅サービス事業者に交付する。また、居宅サービスの計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書を交付し説明するものとする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①実施地域を越えた地点から片道おおむね10km未満までは、1kmあたり30円

②実施地域を越えた地点から片道おおむね10km以上からは、10kmを超えた距離
1kmあたり20円

4 前項に規定する額の費用金額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

相模原市南区、中央区の一部（緑が丘、青葉、並木、共和、東淵野辺）、座間市の一部（相模が丘、小松原、ひばりヶ丘、相武台、緑が丘、広野台）、大和市の一部（中央林間西、中央林間、つきみ野、下鶴間の一部）

（相談・苦情・ハラスメント）

第8条 事業所は、利用者又はそのご家族等からの相談、苦情及びハラスメントに対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、相談、苦情及びハラスメントに対し、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の相談・苦情・ハラスメントに際してとった対応について記録する。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他

の物件の提出若しくは定時の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に必要な援助を行うものとする。

5 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時における対応方法）

第10条 介護支援専門員は、訪問中に利用者の病状及び生活に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、家族関係者等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第10条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者または家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針の整備

③虐待を防止するための定期的な研修の実施

④前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

②事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

③事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るために採用時及び研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修採用後1ヶ月以内

②虐待防止に関する研修年1回

③権利擁護に関する研修年1回

④認知症ケアに関する研修年1回

⑤介護予防に関する研修年1回

⑥感染症に関する研修年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき胸を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社A z ' s r i n g s と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和5年8月1日から施行する。

この変更規定は、令和6年6月1日から施行する。

この変更規定は、令和6年7月1日から施行する。